

## 青年部規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が設置する青年部の組織及び事業等について必要な事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 青年部は、佐賀県電器商業組合青年部と称する。

(会員の資格)

第3条 青年部の会員は、本組合の会員たる組合員の事業所の経営者及び経営に携わる若手後継者とする。

(事業)

第4条 青年部は、会員相互の親睦と経験知識の交流を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合の開催
- (2) 経営・技術等の向上を図るための各種講習会の開催
- (3) 組合の事業に対する協力及び意見具申
- (4) 会員の慶弔事に対する見舞
- (5) その他関連する事業

(青年部役員の定数)

第5条 青年部役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 2名
- (3) 監事 1名

(青年部役員の任期)

第6条 青年部役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。補充のために選任された青年部役員の任期は現任者の残任期間とする。

(青年部役員の選任)

第7条 青年部役員は、青年部総会において選任する。

(青年部役員の職務)

第8条 部長は、青年部を代表し会務を総括する。

- 2 副部長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。
- 3 監事は会計を監査し、青年部総会においてその結果を報告する。

(部会・委員会)

第9条 青年部に、必要により部会・委員会を置くことができる。

(青年部総会)

第10条 青年部総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年事業年度終了後、3月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、役員会に諮り、部長が招集する。

(役員会)

第11条 役員会は、部長、副部長及び監事をもって構成する。

(議決)

第12条 青年部総会・部会・委員会及び役員会の議決は過半数の賛成をもって決定とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会計)

第13条 青年部はその行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、青年部総会において定める。

(事業年度)

第14条 青年部の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年 4月30日に終わるものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、役員会の議を経て決定する。

付則

この規約は、平成22年2月19日から施行する。